

○関東地方整備局告示第百十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和六年三月二十一日

関東地方整備局長 藤巻 浩之

第1 起業者の名称 長野県

第2 事業の種類 一級河川信濃川水系松川幹川東とや砂防堰堤工事（長野県上高井郡高山村大字奥山田字東とや地内）

第3 起業地

- 1 収用の部分 長野県上高井郡高山村大字奥山田字東とや地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、長野県上高井郡高山村大字奥山田字田中島、字宮村及び字東とや地内の延長852.0mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一級河川信濃川水系松川幹川東とや砂防堰堤工事（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備に関する事業であり、法第3条第3号に掲げる砂防法による砂防設備に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である長野県は、既に本件事業を開始していること、起業地は砂防法第2条の規定により平成28年5月20日付け国土交通省告示第764号において砂防設備を要する

土地に指定されていること、同法第5条の規定により長野県知事は砂防設備の工事を施行する義務を有するとされていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川信濃川水系松川幹川東とや（以下「本溪流」という。）は、長野県上高井郡高山村大字奥山田字東とや地内に位置する流域面積0.10km²、流路延長0.55kmの小溪流であり、下流の水路を経て一級河川松川の右岸へ合流している。

本溪流は、下流域において15°から30°の一般斜面及び沖積錐・押出し地形を、上流域においては30°以上の急斜面及び地すべり地形・崩壊地形を形成し、溪床部に未固結の堆積物が多く存在していることから、本溪流は豪雨時には不安定な土砂や立木が土石流となって流出する危険性が非常に高い状態にあり、平成19年3月15日には土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている。また、下流部には、人家、耕地、公共施設、道路が存在し、これらに被害を及ぼすことが危惧されていることから土石流危険溪流に位置づけられている。

本件事業は、このような状況に対処するため、100年超過確率日雨量の豪雨時に、本溪流において発生すると予測される計画流出量6,560m³の土石流を捕捉及び抑制することを目的として、本溪流に砂防堰堤2基を設置する事業であり、本件事業の完成により、本溪流の下流部に存する住民の生命、財産及び公共施設の保全に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業等が生活環境に与える影響については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成31年

3月から令和元年12月にかけて環境影響評価法等に準じて任意で、堰堤建設に伴う水質、水象の影響を調査しており、その結果によると、仮排水を実施することで工事中の影響が最小限になることから環境への影響が緩和されると評価されており、起業者は本件事業の施行にあたり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査等によると、本件区間及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における国指定特別天然記念物であるニホンカモシカ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、トゲアリ、準絶滅危惧として掲載されているハチクマ、アカハライモリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、長野県版レッドリストに絶滅危惧IB類として掲載されているコシジドコロ、準絶滅危惧として掲載されているフクジュソウ、ギンランがそれぞれ確認されているが、専門家に意見を聴取したところ、本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息・生育環境が広く残されることなどから影響は軽微であるとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、適切な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、工事の実施にあたり遺構等が確認された場合には、高山村教育委員会と協議を行い、必要な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、豪雨時等に発生が予測される土石流災害に対処し、保全対象地域の上流部に砂防堰堤を設置し、土石流を捕捉・抑制することで、本溪流の下流部に存する住民の生命、財産及び公共施設の保全を図ることを目的として、砂防法による砂防設備を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、国土交通省河川砂防技術基準（平成16年国土交通省河川局策定）等に定める規格に適合していると認められる。

本件事業における砂防堰堤の建設位置については、中間位置案（申請案）を含む3案について検討が行われており、申請案は、現況地形の改変面積が最も小さいこと、上下流を合わせた堰堤規模が最も小さいことから最も施工性に優れかつ最も安価に施工できることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。砂防堰堤の構造については、申請案を含めた4案を検討し、堤体断面が小さく掘削影響範囲が小さいことから地下水への影響が少ないこと、施設規模が最も小さく整備基数も少ないことから最も施工性に優れかつ最も安価に施工できることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。砂防堰堤の規模については、上述の建設位置及び構造をもとに地質調査の結果をふまえて決定されている。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、豪雨時には不安定な土砂や立木が土石流となって流出する危険性が非常に高い状態にある本溪流において、土石流を捕捉及び抑制し、下流部に存する住民の生命、財産及び公共施設を保全するため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、
法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 長野県上高井郡高山村役場